

---

プロジェクト	ASAF 対応
項目	のれん及び減損：2017 年 5 月開催の IASB ボード会議の状況の報告

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 5 月 17 日に開催された国際会計基準審議会（IASB）のボード会議における、のれん及び減損に関する議論の状況を報告することを目的としている。

## IASB ボード会議における議論の目的

2. 2017 年 5 月の IASB ボード会議は、IAS 第 36 号「資産の減損」（以下「IAS 第 36 号」という。）の減損テストの簡素化のための可能性のあるアプローチについて、ボード・メンバーの見解を求めることを目的としたものである。本ボード会議は、教育セッションとして行われており、暫定決定は行われていない。
3. 本ボード会議では、情報共有目的の議題を含む次のアジェンダ・ペーパーが紹介された。
  - (1) 現在までの議論の要約（AP18A）：
    - (i) のれん及び減損プロジェクトの目的及び範囲の説明と、(ii) IASB ボードでおこなわれた議論のサマリー。（情報共有目的）
  - (2) IAS 第 36 号の減損テストの簡素化（AP18B）：

減損テストを堅牢さを損なうことなく簡素化するアプローチの議論。（本ボード会議の焦点となる議題）
  - (3) IAS 第 36 号の減損テストの有効性の改善（AP18C）：

PH アプローチの要約と PH アプローチに類似するアプローチに関する IASB スタッフのリリースに関するアップデート。（情報共有目的）
  - (4) のれん及び減損に関する開示の改善（AP18D）：

過去の会議で IASB ボードが議論したのれん及び減損に関する開示要求の可能性ある改善についての説明。（情報共有目的）
4. 本ボード会議で議論された論点は、減損テストの簡素化（AP18B）とのれん及び減損に関する開示の改善（AP18D）のみであった。

これまでの各議論の要約

5. IASB は 2015 年 9 月以降 9 回（FASB と共同で開催した 2 回の会議を含む）にわたり本議題について議論した。議論の大半は償却対減損が占め、減損テストの簡素化に関してはハイレベルな議論をするまでに至らず、何も決定されなかった。
6. 次の表は過去に IASB に紹介された様々なアプローチである。

<p>IAS 第 36 号の減損テストの簡素化</p>	<p>次のいくつかのアプローチが簡素化の目的を達成する可能性がある。</p> <p>(a) CGU の回収可能価額を決定するための、次のいずれかの単一の基礎の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• CGU の回収可能価額を使用価値（VIU: Value In Use）又は処分コスト控除後の公正価値（FVLCD: Fair Value Less Cost of Disposal）のいずれかに一本化</li> <li>• 企業が資産の回収方法に応じた CGU の回収可能価額を VIU 又は FVLCD のいずれかを選択することを要求</li> </ul> <p>(b) 年次の減損テストを免除し、減損の兆候があるときにのみ減損テストを実施</p> <p>(c) VIU の計算方法の変更</p> <p>(d) 企業が IAS 第 36 号の要求事項を適用する際に補助となる追加ガイダンス</p> <p>これらのアプローチは AP18B で紹介され、本ボード会議で議論された。</p>
<p>減損テストの有効性の改善</p>	<p>IASB は取得前ヘッドルーム・アプローチ（PH アプローチ）について議論した。企業が取得したのれんを企業結合のシナジー効果の便益を得ることが期待される企業結合前の CGU に分配する場合、PH アプローチは自己創設のれんによる減損が出にくくなる効果</p>

	<p>(sheltering effect)を除去する可能性がある。</p> <p>減損テストの有効性の改善についてはAP18Cで紹介されたが、本ボード会議では議論されなかった。</p>
のれん及び減損に関する開示の改善	<p>次のいくつかの追加の開示要求が検討される可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 買収価格を裏付ける主要な業績目標 (key performance targets)</li> <li>(b) 実際の業績とそれら主要な業績目標の比較</li> <li>(c) のれんの簿価を買収案件ごとに分解</li> <li>(d) のれんの回収可能性</li> </ul> <p>これらの開示要求はAP18Cで紹介され、本ボード会議で少数のボード・メンバーが見解を述べた。</p>
企業結合における無形資産の識別	<p>次のアプローチが企業結合において、のれんから独立して識別される無形資産について検討される可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 要求の変更ではない適用ガイダンスの改善</li> <li>(b) いくつかの無形資産をのれんに組み込む</li> <li>(c) 信頼性をもって測定できない無形資産をのれんに組み込む</li> <li>(d) 無形資産の追加的な分類の許可</li> </ul> <p>これらのアプローチについての議論は将来のIASBボード会議で紹介される予定である。</p>

## 2017年5月のIASBボード会議で聞かれた意見

7. 以下の意見が、IASBのボード会議で聞かれた。

- (1) VIU及びFVLCDはいずれもDCFを求めるので、モデルを一本化することによりコスト軽減は達成できないと考える。

- (2) 現行の減損テストは IAS 第 36 号の概念に基づくもので、モデルを 1 つにするということは簡素化という目的から逸脱して IAS 第 36 号の概念を根本から変えることになり、減損と測定に概念に影響するのではないか。作成者の実務では、減損テストは経営者の将来の予測に対する強い自信が基礎となり実施されるので、減損モデルが変わろうとその基礎が同じであれば、改善につながらないのではないか。
- (3) FVLCD に 1 本にすべきである。VIU の計算はいつも問題であり、利用者は経営者の恣意性が含まれる VIU を信頼していない。IASB が IAS 第 36 号を開発における VIU の分析をした当時、IFRS 第 13 号は存在していなかったが、非金融資産の最有効使用 (the highest and best use) の測定について述べられている IFRS 第 13 号第 31 項 (a) (i)<sup>1</sup>からも読み取れるように、CGU の回収可能価額は FVLCD で測定されるべきである。
- (4) (3) の意見に賛成する。公正価値測定の信頼性を高めるため基準の文言を整理する必要がある。
- (5) スタッフの提案にあるように、企業の CGU の保有目的によって現行の 2 つのモデルから 1 つを選べば良いのではないか。
- (6) 簡素化とコスト削減は歓迎するが、まず VIU と FVLCD を使用することにより何を達成しようとしているか整理する必要がある。IFRS 第 13 号第 29 項<sup>2</sup>から VIU と FVLCD は最終的に 1 つの値に収斂する可能性があるとして読み取れるので、企業は VIU と FVLCD をうまく使い分ける余地はあまり無いのではないか。
- (7) VIU に 1 本化することを支持する。また、VIU に将来起こり得るリストラ、投資効

---

<sup>1</sup> IFRS 第 13 号第 31 項 (a) (i)

当該資産の最有効使用が、当該資産を他の資産又は他の資産及び負債との組合せで使用することである場合には、当該資産の公正価値は、当該資産を売却する現在の取引で受け取るであろう価格であり、それは、当該資産が他の資産又は他の資産及び負債とともに使用され、当該資産及び負債（すなわち、補完的な資産及び関連する負債）が市場参加者に利用可能であることを仮定する。

<sup>2</sup> IFRS 第 13 号 第 29 項

最有効使用は、たとえ企業が異なる用途を意図しているとしても、市場参加者の観点から決定される。しかし、市場参加者が異なる使用をすれば当該資産の価値が最大化されることが市場又は他の要因により示唆される場合以外は、非金融資産についての企業の現在の使用が最有効使用であると推定される。

果を考慮することを認めれば、FVLCD との差はなくなるのではないか。IFRS 第 13 号の PIR の準備で最有効使用の利用が問題として挙がっており、FVLCD も同様の問題が絡むのではないか。

- (8) 個人的には経営者の恣意的な意図と、その不可能で楽観的な予想が回収可能価額に含まれていることが問題だと考える。統計的な教育セッションで、ある米国のハイテク企業を日本基準に従いのれんを償却すると 100 年以上かかるという結果があった。最近中国の学者と上海証券取引所のシニア・マネジャーが公表した研究も同様の内容を取り扱った。概念的に現行の要求が十分でないと考えれば、労力をかけないで便法となる対策を取った方が良いのではないか。
- (9) FVLCD を 1 つのモデルとすることに賛成する。現在多くのアジアの企業は VIU を使用しており、FVLCD に 1 本化することは大きな変化だが、投資家への有用な情報提供と、USGAAP と一貫性を持たせるためには必要な変化だ。また、Too little too late を解決するために何か対策が必要だ。
- (10) 我々がなぜ改善をしようとしているか理解することが必要不可欠だ。FV 測定においてレベル 3 インプットを使用すると、外部のテスト費用が必要となり、追加でコストがかかるため、モデルを FVLCD に 1 本化してもコスト削減は達成できないだろう。しかし、FVLCD を否定できないので、2 つのモデルから企業の目的によって 1 つのモデルを使用する案を支持する。
- (11) 減損モデルの変更となると、IAS 第 36 号を見直す大がかりな変更となりかねない。
- (12) VIU と FVLCD を使い分けるオプションは支持しない。コストがかかり、一貫した適用と比較可能性の混乱を招くので、どちらかは分からないがモデルを 1 本化することが好ましい。現時点で一本化することの明確な理由がないことを考えると、現行の要求でよいのではないか。
- (13) 主要業績目標は必ずしも利益目標の達成の正否だけではないので、純粋に減損テストの補助となるかは疑問だ。年次の減損テストの廃止について、スタッフが提案するように年次テストの免除は企業結合後の数年に限定して、その後は年次テストを実施することを支持する。減損の兆候については再度包括的に見直す必要がある。
- (14) 年次テストの廃止はのれんの償却と共に達成できる変更だ。また、兆候テストは主観が入り、必要があるのに減損テストを実施しない場合が多く予想されるので、年次及び兆候テストは好ましく思っていない。

- (15) 兆候ベースのアプローチはコスト削減を目的とする場合には有効な手段なので、引き続き考慮したい。
- (16) 開示について競争の激しい業界の企業は、競合に対して不利になる情報の開示に気が進まないのが、本来開示すべきことを開示しないである日突然巨額減損が発生するようなことになるとコンプライアンスの問題となる。減損テストの効果的な改善と簡素化は相反する2兎を追うようなもので、どちらか妥協しなければならない。
- (17) 開示の要求を増やすことに賛成だ。のれんを企業結合毎に開示することは有用かつ実現可能な実務である。簡素化の観点から回収可能期間は最も単純な計算である。

#### ディスカッション・ポイント

のれんに関する IASB における最近の議論の状況について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

(別紙1)

## 2017年3月のGPF会議で聞かれた意見

1. 2017年3月に開かれたグローバル作成者フォーラム（GPF）会議で減損テストの簡素化について次のような意見が聞かれた。
2. スタッフはIAS第36号「資産の減損」における減損テストの簡素化の可能性について次のアイデアに対する参加者の意見を求めた。
  - (1) 回収可能価額を決定するための単一モデルアプローチの導入
  - (2) 年次の減損テストの廃止をし、減損の兆候があるときのみ減損テストの実施
  - (3) VIUの改善を税引き後の割引率といくつかのキャッシュ・フローに含まれる制限の緩和
  - (4) 企業結合によるのれんを既存のCGUに分配するための追加のガイダンスの提供
3. 複数のGPFメンバーは年次の減損テストの廃止を規定する兆候アプローチとキャッシュ・フローに含まれる制限の緩和を支持した。
4. 兆候アプローチに関して、あるGPFメンバーからスタッフに、予算に未達の場合、兆候が減損テストを引き金となるべきかどうか質問があった。
5. 単一モデルアプローチに関して、CGUの観察可能な価格が存在しない結果として、実務ではVIUを使用しており、観察可能な価格が存在した場合の価格はCGUの価値を反映していないことと、VIUは企業の保有している実態をよりよく反映している理由で、複数のGPFメンバーはVIUを支持した。
6. あるGPFメンバーはIAS第36号についてのIASBができる可能性のある明確化または変更について次の提案がなされた。
  - (1) キャッシュ・フロー予測のレベルと一貫した割引率の使用
  - (2) 企業に同業他社グループのWACCではなく、企業自身のWACCの使用を認めること
  - (3) 感応度分析の開示要求の廃止
7. また、あるGPFメンバーはこのリサーチプロジェクトの目的は、減損テストの簡素化ではなく、減損テストをより堅牢なものにするべきだと発言した。
8. 2017年6月に開催されるGPFと資本市場諮問委員会（CMAC）の共同会議において、

## 審議事項(1)-2

のれんの兆候ベースの減損テスト及び企業結合時の主要業績目標とそれに対する企業結合後の実績の開示について議論される予定である。

以 上